

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る
地方税の臨時特例に関する法律案要綱

一 趣旨

この法律は、東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法第二条に定める基本理念に基づき平成二十三年度から平成二十七年度までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として個人住民税の均等割の標準税率及び地方たばこ税の税率について、地方税法の特例を定めるものとする。こと。（第一条関係）

二 個人の道府県民税及び市町村民税

平成二十六年度から平成三十三年度までの各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に限り、個人の道府県民税の均等割にあつては標準税率（現行千円）に二百円を加算した額とし、個人の市町村民税の均等割にあつては標準税率（現行三千円）に三百円を加算した額とすること。（第二条関係）

三 道府県たばこ税及び市町村たばこ税

1 道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率を、平成二十四年十月一日から平成二十九年九月三十日までの間に売渡し等が行われた製造たばこに限り、道府県たばこ税（現行千本につき千五百四円）にあつては千本につき三百九十五円を加算した額とし、市町村たばこ税（現行千本につき四千六百十八円）にあつては千本につき六百五円を加算した額とすること。（第三条関係）

2 旧三級品の紙巻たばこに係る道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率を、平成二十四年十月一日から平成二十九年九月三十日までの間に売渡し等が行われた製造たばこに限り、道府県たばこ税（現行千本につき七百十六円）にあつては千本につき百八十八円を加算した額とし、市町村たばこ税（現行千本につき二千百九十円）にあつては千本につき二百八十七円を加算した額とすること。（第三条関係）

3 平成二十四年十月一日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、手持品課税を行うこと。（附則第二条関係）

四 その他

1 前記三は平成二十四年十月一日から、その他はこの法律の公布の日から施行する。

2 その他所要の規定の整備を行うこと。